

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」、「所得税」の申告書は3月16日(月)までに提出を。郵送でも申告できます

『市民税・都民税』の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、いずれも3月16日(月)までに提出してください(土曜・日曜日はお休みです)。なお、東村山税務署では、確定申告書を郵送でも受け付けています。

市民税・都民税

申告と相談は

市役所課税課市民税係 ☎ 470・7777 (内線2333~2337)

市民税・都民税の申告が必要な方

- (1) 27年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②26年中に退職し、27年1月1日現在就職していない方

申告を行う際の注意事項

「控え」が必要な方へ

申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

また、確定申告をする方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」などを記載したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

相談に来られる方へ

あらかじめ自分で書けるところは記入してから、申告会場へ来場ください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。

※申告期間中は、市役所、税務署ともに電話がつながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。

※各会場とも車での来場はご遠慮ください。



の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
(3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になっている方
(4) 26年中から継続して生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

病气・失業・学生などの理由で、前年(26年)中に収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください(同居の方の税法上の扶養になっていた場合は除く)。
※申告書を提出すると、国民健康保険税の減免や後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料の算定の基礎資料となります。また、年金などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に税証明が必要になる場合があります。申告がない場合は、税証明発行に時間がかかる場合がありますので、受付期間中に申告をお願いします。

市民税・都民税の申告の必要がない方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外

所得税

申告と相談は東村山税務署へ ☎ 189-8555、東村山市本町1-20-22、☎ 042-394-6811

所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権・株式などを譲渡した方などで、26年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方
※26年4月1日以降に行ったゴルフ会員権の譲渡により

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額が分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印
※26年4月から国民年金保険料の「2年前納」制度が始まりました。前納した2年分の国民年金保険料の申告は、「その前納した日の属する年分」一括して申告する。または「前納した各年分」に分けて申告する」の選択ができます。

市役所でも確定申告書を提出できます

市役所でお受けする確定申告書作成の相談は、給与や公的年金のみの収入の方などが対象です。営業収入や不動産収入、土地などの譲渡による

万円を超える方

- (4) 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方
(5) 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
(6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないことになっている方

確定申告をすると所得税が戻る可能性

確定申告をする方があ

バイクや軽自動車などの廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなった方、所有者が替わったバイク・軽自動車などは、4月1日(水)までに次の取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。
※125cc以下のバイクで、標識などがなく廃車手続きが済んでいない方も、課税課へご連絡ください。
詳しくは同課市民税係 ☎ 470・7777 (内線2333) へ。

軽自動車税Q&A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2年~3年前から所有していません。どうしたらよいですか。
A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していませんが、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの場合は、標識(ナンバープレート)を課税課(市役所2階)に持参して廃車手続きを

取扱窓口
◎125cc以下のバイク・小型特殊自動車課税課(市役所2階)
◎125ccを超えるバイク
II多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3、☎050-5540-2033)
◎軽自動車II軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16-22、☎050-3816-310)

軽自動車などの税額と申告(手続き)場所

Table with 3 columns: 車両の種類, 税額, 申告(手続き)場所. Rows include 原動機付自転車, 小型特殊自動車, 軽自動車, and 二輪の小型自動車.

※27年4月1日以降に登録する三輪・四輪の新車は新税率が適用されます。
※27年度税制改正大綱(27年1月14日閣議決定)で原動機付自転車および二輪車における新税率の適用開始は28年度からに延期となっています。詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

を行ってください。また、盗難や紛失などで標識が持参できない場合には、その旨を申し出てください。
Q バイク(125cc以下)が盗まれました。どんな手続きをしたらよいですか。
A ①警察署にバイク盗難の被害届を出してください。②届け出をした警察署名、届け出年月日、届け出受理番号を控えた上で、認め印、標識交付証明書を持参して課税課(市役所2階)で廃車手続きをしてください。警察署に盗難届を出しただけでは登録抹消されません。必ず市役所で廃車手続きをしてください。③手続き完了後、廃車証明書を交付します。④その後バイクが見つかった場合は、廃車証明書を持って再登録の手続きをしてください。盗難前のナンバープレートは廃車していただきますので、使用できません。そのほかの車両については、左表をご覧ください。各取扱窓口に必要な書類などを確認の上、廃車手続きを行ってください。